

「資金決済に関する法律」(前払式支払手段及び資金移動業に関する法令の概要)

資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上が目的

資金決済に関する法律

前払式支払手段(プリペイドカード)

- 紙型・磁気式・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型の前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約のほか信託銀行等への信託を認める。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける。
- 情報の安全管理措置を定める。
- 利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じることを義務付ける。

資金移動業

- 銀行以外の者が、為替取引(少額の取引に限る)を行うことができることとする。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約及び信託銀行等への信託を認める。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を行う。
- 資金移動業に金融ADRを導入する。

認定協会

- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。

政令・内閣府令

- ◆ 届出基準額・供託基準額(1000万円)を規定。
- ◆ 表示する方法による情報提供について、券面の面積が狭い場合等の緩和措置等を規定。
- ◆ 電子的な方法による情報提供方法(ホームページ掲載、電子メール送信、チャージ機による表示)を規定。
- ◆ 保証契約の相手方につき健全性基準を規定。
- ◆ 信託契約の内容(当事者、信託財産の評価方法、信託の終了)、信託財産の種類等を規定。
- ◆ 払戻し手続及び払戻しを認める場合(払戻額が基準期間発行額の100分の20、払戻額が基準日未使用残高の100分の5、利用者のやむを得ない事情により利用が著しく困難な場合)を規定。
- ◆ 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- ◆ 供託義務が免除される銀行等の要件を規定。

- ◆ 為替取引の上限額(100万円)を規定。
- ◆ 未達債務の額等の算出方法、最低要履行保証額(1000万円)を規定。
- ◆ 資産保全(供託又は保証契約、信託契約)の内容を規定。
- ◆ 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- ◆ 委託先に対する措置(遂行状況の確認、改善等)を規定。
- ◆ 利用者保護及び業務の適正確実な遂行のための措置(銀行との誤認防止の説明、契約情報の提供、受取証書の交付、振り込め詐欺対策、社内規則の整備)を規定。
- ◆ 資金移動業に関する金融ADRの内容を規定。

- ◆ 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。

(注) 金融庁資料等をもとに、資金決済に関する法律から前払式支払手段および資金移動業に係る箇所について記載